一般社団法人アラヤシキ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アラヤシキと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西成区太子1丁目3番26号に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、芸術・文化の振興、普及及び発展に寄与すること、並びに地域の振興を目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。
- (1) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の活動(事業)を行う個人(団体)への支援を目的とする 事業
- (3) 文化及び芸術に関連する施設の管理運営を目的とする事業
- (4) 地域の振興を目的とする事業
- (5) 地域の活動(事業)を行う個人(団体)への支援を目的とする事業
- (6) 地域の振興に関連する施設の管理運営を目的とする事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認 を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法 人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。 代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上、10名以内
- (2) 代表理事1名

(理事の制限)

- 第17条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内 の親族

(選任)

- 第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要 があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
 - 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前 任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する
 - 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを社員総会の決議を経て、国・地方公共団体、若しくは当法人と類似する事業を行う公益社団法人・公益財団法人に贈与する。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 小手川 望

設立時理事 森本 洋史

設立時代表理事 寺川 大地

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪市西成区天下茶屋1丁目5番30号

設立時社員 小手川 望

住 所 大阪市西成区山王1丁目5番26-618号

設立時社員 森本 洋史

住 所 奈良県奈良市六条西六丁目12番23号

設立時社員 寺川 大地

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アラヤシキ設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年7月21日

設立時社員小手川 望設立時社員森本 洋史設立時社員寺川 大地